

環境創造センター運営戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 環境創造センターが担う4つの機能について、福島県、独立行政法人日本原子力研究開発機構及び独立行政法人国立環境研究所の三者が連携・協力して中長期にわたり取り組む具体的方針を策定するため、環境創造センター運営戦略会議（以下「運営戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営戦略会議は、環境創造センターに関する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境創造センター中長期取組方針の策定に関すること
- (2) その他環境創造センター中長期取組方針に関して必要な事項

(組織)

第3条 運営戦略会議は、別表1に掲げる役職にある者及び別表2に掲げる学識経験者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 議長は、福島県副知事をもって充てる。
- 3 議長は、運営戦略会議の議事運営に当たる。
- 4 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 運営戦略会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 運営戦略会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 別表1に掲げる役職にある構成員が運営戦略会議に出席できないときは、代理のものを出席させることができる。

(意見の聴取)

第5条 運営戦略会議は、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 運営戦略会議の庶務は、福島県生活環境部環境創造センター整備推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営戦略会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成26年5月12日から施行する。
- 2 この要綱は連携推進協定に運営戦略会議の設置を定めた時にその効力を失う。

別表1（第3条関係）

団 体 名	役 職 名
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
環境省	大臣官房審議官（総合環境政策局担当）
独立行政法人日本原子力研究開発機構	理事
独立行政法人国立環境研究所	理事
福島県	副知事
	生活環境部長

別表2（第3条関係）

役 職 名	氏 名
国立大学法人東京大学 教授	田 中 知
国立大学法人福島大学 特任教授	渡 邊 明